

行政サービス制限検討経過及び先進地視察結果

1 行政サービス制限検討経過

当町では、町税及び各種使用料等の収納向上により滞納額縮減を図り、行政サービスを安定的に行うための自主財源の確保と町税等の負担の公平性の確保を目的として、町税等収納向上対策本部を設置し、各種取り組みを進めてきました。

そのような中で、滞納は、納期内納付をされている方への公平感を阻害することになるため、負担の公平性の確保や納税納付意欲の高揚を図るため、収納対策本部の内部検討委員会としてサービス制限検討委員会を設置し、サービス制限の拡大強化を踏まえた、サービス制限条例について検討してきたところです。

(1) サービス制限検討委員会

- ・平成24年度 H25年3月 1回開催
- ・平成25年度 H25年5月～9月 5回開催

(2) 町税等収納向上対策「実務部会」

- ・H25年7月、10月、11月 進捗状況・検討状況報告

(3) 町税等収納向上対策「本部会議」

- ・H25年7月、9月、11月 進捗状況・検討状況報告

(4) 先進地視察

- ・H25年8月 事前打合せ、先進地視察

(5) 行政サービス窓口の各担当グループとの打合せ（随時）

2 先進地視察結果

(1) 視察月日及び視察先（1市2町）

- ・平成25年8月8日（木）赤平市、上富良野町
- ・平成25年8月9日（金）芽室町

(2) 視察者 8名

◆行政改革推進委員会 4名	◆サービス制限検討委員会 4名
委員長 森 暉夫	税務主幹 田中三智雄
委員 福田哲司	福祉主幹 谷川明弘
委員 大津和博	水道主幹 澤島雅俊
事務局 小西 守	納税担当主査 齊藤 誠

(3) 視察内容

事前の質問による回答は資料2のとおり

◆赤平市

〈質疑応答〉

Q. サービス制限を受けた実績が資料に平成21年度以降見当たらないが件数を教えていただきたい。

A. 平成21年度以降に制限を受けた者はおらず0人である。

Q. 検索システムを導入しているが利用は税務課に限るかどうか。

A. サービスを提供している課の全てで使用可能であるが、使用できる者は市長の指定

した者のみである。

- Q. 検索システムでは、他部署の滞納も見ることが出来るようだがどのような対応としているか。
- A. 担当課分のみ確認し、未納となっている各収納関係課に連絡をしている。
- Q. 条例を施行するに当たり市民へ行った周知方法を教えていただきたい。
- A. 広報誌に特集チラシをはさみ平成17年度に2回実施している。また、町内会単位で説明会を実施して周知を図った。チラシについては後日お渡ししたい。
- Q. 資料を見る限り住宅使用料と上下水道の滞納額が多いが、減っていないのか。
- A. 条例施行時点で住宅使用料は約1,000万円、上下水道は約900万円の滞納であったが、現在はそれぞれ約半分となっているため、条例の効果は現れていると判断している。
- Q. サービス制限の対象者は「特定滞納者」のみに限定をしているのか。
- A. 基本は「特定滞納者」のみとしているが、公営住宅入居申請は特定滞納者と認定していなくても従来どおり入居制限を受けるものとしている。
- Q. 特定滞納者審査委員会の構成メンバーを教えていただきたい。
- A. 条例施行規則に構成員を盛り込んでいる。
- Q. サービス制限対象者を「特定滞納者」に絞った理由を教えていただきたい。
- A. 市民の不公平感を解消することが前提だが、サービス提供課の個別規定で未納者全員が対象となることから、重複を避けるため悪質な者に特化した。

◆上富良野町

本条例を制定するに当たり次の納税環境整備を同時に行っているとの補足説明があった。

・コンビニ収納の開始

(町税・保険税・上下水道使用料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)

・町民税・保険税の期別(納期)を増加し、1回あたりの納付金額の減少を図った。

〈質疑応答〉

- Q. 現在の悪質滞納者の人数を教えていただきたい。
- A. サービス制限前に滞納処分を行っており、現状では審査会まで行くケースは発生していない。
- Q. 条例制定の効果についてお聞かせいただきたい。
- A. サービスを停止されるということが抑止力になっているものと思われる。
- Q. 制限対象者への通知はどのようになされているか。
- A. サービス申請時に制限されていることを通知(通告)しているが、申請前に対象者に対する通知は行っていない。
- Q. 分納の特例によりサービス受給後に不履行となった場合の対応についてお聞かせいただきたい。
- A. 金銭の給付である場合は返還請求することになるが、現在のところそのような事例は発生していない。
- Q. 条例提案した際の議会の反応についてお聞かせいただきたい。
- A. 当時担当していなかったが、あまりスムーズに進んではいなかったと思われる。
- Q. 条例制定したことによる収納率の変化について教えていただきたい。

- A. 本条例は税負担の公平性の確保及び町税等徴収に対する信頼確保のために制定しており、収納率の向上を目的としていないことから条例制定による収納率の変化については不明である。

◆芽室町

コンビニ収納（現在税以外も含め9科目）における影響について、税収入の24.1%を占めているが、実施により多くは窓口収納からシフトしており口座振替（約30%）からのシフトによる影響は少ないとの補足説明があった。

〈質疑応答〉

- Q. 制限を段階的とした理由についてお聞かせいただきたい。
- A. 制限対象は催告等に全く反応がない者、預金はあるが年度末まで銀行利子を付けるため毎年納付しない者等通常の徴収対策で納付が見込まれない者である。
条例は制限をすることが目的ではなく、あくまでも接触困難者と接触し納税誓約をするために行っており、福祉等住民により密接なサービスの制限はなるべく行わないようにするため、段階的に行っている。
なお、特定滞納者指定については審査会等を設置しておらず、税務課内で個々の状況を判断して決定しており、人数は増加傾向にある。
- Q. サービス制限項目に各種検診使用料の助成とあるが、検診対象者の確認をどのように行っているかおたずねしたい。
- A. 検診申請後に税務課で確認している。ただし、申請が短期間に集中するため確認には2週間程度かかっている。
- Q. 滞納状況の相互利用はどのようになっているか。
- A. 滞納管理システムを収納関係課に導入しており、滞納状況については担当課しか確認出来ないが、折衝記録は全課共通で見ることが出来るようになっているため滞納者との折衝時に他課がどのように折衝したか参考にして話しをしている。

※平成24年1月に実施した、「滞納者サービス制限条例等調査」の3市町の回答結果は資料3のとおりです。

【資料 2】

各視察先における事前質問の回答

項 目	回 答		
	赤 平 市	上 富 良 野 町	芽 室 町
条例作成の際の法的正当性の確認について	国・道への照会はしていないが、顧問弁護士及び先行自治体に確認。	国・道への照会はしていないが町村会の法務支援室に照会している。 ※訴訟事例が無く、法的に問題ないかどうか司法上の判断は出ていない。	国・道への照会を行っている。 ※先進自治体で照会済との判断で実施していない。
特定滞納者の確認方法について	検索システムを導入し確認	文書回付により確認	文書合議により確認 ※健康診断の申請等、短期間に大量に処理する必要がある場合もある。
条例施行前の年度に係る滞納の取扱について	施行後に発生した滞納に限る ※悪質滞納者の選定方法 ①各収納担当から対象者を提出 ②文書で指定予告書を送付（弁明の機会を与える） ③審査会で決定する。	施行後に発生した滞納から対象とする。	条例制定の実施年度以降に発生した滞納からとする。
サービス停止に係る滞納の判断基準について	各収納課により特定滞納者の判断基準を設けているため停止の基準は異なる。	納期限の翌日から停止対象とする。	サービス内容により基準日は異なる。 ① 規則第5条の2に掲載 →納期限の翌日 ② ①以外のもの →督促納期限から
サービス受給中に特定滞納者となった場合の取扱について	途中でのサービス停止は出来ないが、更新時に停止対象となる。	滞納が判明した時点で停止とする。	基本的には停止することとなっているが、事業の内容により停止にそぐわない者もある。現在実例はない。 ※公共工事等発注後に停止が困難なものもある。
毎月の特定滞納者及びサービス受給者の確認方法について	各収納課にて確認。 死亡・転出情報は事務局（税務課）から各収納課へ連絡する。	毎月の確認は行っていない。	原課から来るときに随時確認。 ※通常の収入確認は毎日滞納者について行う。
滞納解消後のサービス再開方法について	再申請により再開。	申請時に滞納者に接触し、分納誓約書の提出又は一括納付によりサービス開始。	各サービス担当課で判断。 ※申請期日までは、当初申請でとどめておくことが多い。
分割納付者について	特定滞納者指定されている者のうち分納者は無し。	現在特例措置の対象者無し。	（特例対象者）—H24年度 対象者数 4,776人 制限者数 52人 解除人数 29人 （不履行による停止者） 無し
氏名公表について	非公表 ※プライバシーや法（税法、自治法等）に支障があり、総務省も訴訟に勝てる確証がないとの資料があり、条例の目的から効果について疑問が残るため非公表とした。	現在まで対象者無し。 ※法務支援室、弁護士等からサービス制限よりも法的に厳しいと言われている。 実際に公表する際は審査会を通し町長に答申する形を取っている。	非公表 ※条例の趣旨が、滞納の未然防止及び納税意識の高揚であるため非公表とした。
実務上の課題及び現在までの改良点について	（課題） 毎年の制限事業の改廃について条例改正が必要な点。	（課題） 現在は特にないが、施行当初は入札や物品購入で業者リストを作成し、対象者を各入札・購入部署で毎回確認を行っているが、チェック漏れ等があった。	（課題） 条例を改正していないため、該当事業の見直し（条例改正）が必要である。 ※既に終了した事業や新規開始した事業がある。

項 目	回 答		
	赤 平 市	上 富 良 野 町	芽 室 町
既存条例（要綱）との調整について	（苦勞した点） ①参考とした先進地のものを市にあった内容に変更したこと。 ②顧問弁護士と相談しながら行ったが手探り状態だったこと。	（苦勞した点） 毎年制限事業の改廃について税務部局で確認を行うこと。 ※条例変更等は各所管課で行う。	（苦勞した点） 既存のサービス制限は条例に含まず、新事業については各事業ごとに条例の趣旨を盛り込み実施しているが、関係条例の整理に苦勞した。
条例施行後の評価について	（庁内） 各収納課で滞納の有無が確認でき、システムの導入は評価されている。 （住民等） 議員からも市民から苦情が寄せられたことはないと聞いており、不公平感が緩和されたと思われる。	（庁内） 対象者リストの見落としがなくなっており浸透している。 （住民等） パブリックコメント等を通じて、住民にも浸透している。	（住民等） 個別の事務事業ごとに行政評価システムを導入しているが、個別条例ごとについては実施していない。 しかし、町民・議会からも特に意見は寄せられていない。
そ の 他		（納付確認の同意を拒否した場合の対応） 基本的には同意書の提出により調査しているが、拒否した場合は納税証明書を添付させている。	（納付確認の同意を拒否した場合の対応） 事業により本人が納税証明書を添付する場合と、自己負担する場合がある。 事業により納税証明書の添付については各要綱等により所管課が判断する。
参 考		（制定までの経緯） 町費投入全事業（１１８事業）について、制限条例になじむかどうか各所管課にヒアリングを２回実施した後、５８事業にピックアップした。これに基づき既存条例等の整備を行った。	

滞納者サービス制限条例等調査回答結果

(調査年月: H24年1月)

項目	上富良野町	赤平市	芽室町
1 サービス制限条例の特徴	悪質滞納者に対する「氏名公表制度」を盛り込んだ条例となっており、サービス制限事業項目62事業について、事業担当者が徴税吏員(対象債権が町税・国保税)に確認して条例手続きに沿って取り進めている。氏名公表及びサービス制限の実績は無いが、負担と受益の公平を実現する町の姿勢を明確にしたことで新たな滞納発生の抑止力となった。	特定滞納者(著しく誠実性を欠く者)をあらかじめ特定滞納者審査委員会において認定した者に特化し、対象行政サービスを総合的に制限する条例となっている。その他の未納者、滞納者は各既存事業条例・要綱の制限規定による運用がなされている。特定滞納者H23年12月末本人36人 世帯構成員33人 計69人 条例施行後(h18年4月)サービス制限実績6件	個別の事業条例・要綱の制限規定は、従来どおり適用し、サービス制限条例により新たに制限する項目を①納期内に完納していないもの②督促の納期限までに納付がないもの③特定滞納者(一般的に悪質滞納者と言われるもの)の3区分し、制限項目の適用範囲、制限緩和の取扱いを異にすることで滞納者を一律に扱うことなく町民の理解を得やすいものにしている。確認作業が複雑となることから町税と国保税に対象債権を限定している。町民の中に受益と負担の関係から税の支払いの意義が高まった。制限実施実績 h21 27人 h22 69人 h23・12月末 30人
2 目的	憲法、自治法による権利と義務に基づく不誠実滞納者の滞納防止のためサービス制限措置を講ずること町民の信頼を確保 ※第1条	滞納放置が市民の公平感を阻害滞納者等特別措置を講じ、徴収強化、滞納防止を図り、市民の信頼を確保 ※第1条	滞納が町民の公平感を阻害することを考慮し、滞納者等に対し特別措置を講じ町税等の徴収に対する町民の信頼を確保する ※第1条
3 対象債権	一般町税、国保税 ※第2条1項1号	市税、国保税外12債権 ※第2条1項1号	一般町税、国保税 ※税とその他債権及びその他債権間のバランスをとることが難しいこともあり税に限定 ※第3条1項1号
4 既存事業等条例・要綱とサービス制限条例との調整規定	調整規定が無く、すべて「サービス制限条例」により統一的に取り扱っている	規定無し	各行政サービス実施条例等による制限規定によるほかこの条例の規定を適用する旨規定 ※第2条
5 市町の責務	規定有り ※第3条	規定無し	規定無し
6 納税義務者の責務	規定有り ※第4条	規定無し	規定無し
7 行政サービス制限項目	町長の権限による許認可、入札契約補助金、交付金、助成金等 ※第6条2項 ※規則第2条別表別表一覧のとおり 10区分 62事業対象	市長の権限による職員・臨時職員の採用 ※規則3条1号2号 許認可、入札契約、補助金、交付金、助成金等 ※第3条別表のとおり	①納期限の翌日から制限一許可、入札契約補助金等 ②督促納期限から制限一報償等 ③特定滞納者(悪質滞納者)一福祉関係事業 ※第2条別表のとおり 41事業
8 制限対象者 納付確認対象者	滞納し、かつ不誠実な者 本人、生計を一にする同居親族 法人、法人の代表者 ※第1条、第7条2項 ※規則第3条別表の対象者区分	特定滞納者(著しく誠意がない) 滞納者本人、世帯構成員 法人(団体)の代表者 ※第3条、第2条1項3・4号	滞納者及び特定滞納者 ※第1条、第3条 滞納者、同一世帯配偶者・1等親の法定相続人、法人、法人の代表者 ※第4条、第7条、規則第3条1項
9 納付の確認	申請書の同意事項により、納付確認 ※第7条	申請時に特定滞納者か確認 ※第5条、規則第2条	申請時に徴税吏員に確認 ※第7条、規則第2条
10 行政サービスの措置規定	①サービス制限措置を講ずることができる ※第6条 ②未納がある時は、行政サービスの手続きを停止しなければならない。 ③納税誓約書の提出し、審査及び承認したときは手続きを進める ※第6条 第9～11条	①特定滞納者に対して、サービス制限の措置等を講じなければならない ②完納、納税誓約による納付が確実など市長が認めたとき制限を解除 ※第3条、第6・7条	①滞納者に対して督促及び滞納処分の着手と併せ、サービス制限措置を講ずることができる ②滞納がある時は、行政サービスの手続きを停止しなければならない。 ③分納誓約書の提出し、審査及び承認したときは手続きを進める ※第4・第9～12条
11 氏名公表規定	悪質滞納者を対象に有り ※第6条3項	無し	無し
12 審査会等の設置	氏名公表する場合に審査 外部識者(弁護士、税理士等)弁明の機会の付与あり 個人情報保護審査会の意見聴取 ※第13～16条、規則第4～16条	特定滞納者の認定等を厳正に行うため設置 内部関係者で構成 ※第6条、規則第4条 弁明の機会の付与あり ※第4条	無し
13 不服申立	規定有り ※第18条	規定有り ※第8条	規定有り ※第15条
14 損害賠償	規定有り ※第19条	規定有り ※第9条	規定有り ※第16条
15 実施状況の公表	規定有り ※第20条	無し	無し

【資料4】

「美幌町町税の滞納に対する制限措置に関する条例（案）」の概要

※条例（案）の名称は仮称

1 目 的

町税の滞納者に対して、納税を促進し滞納を防止するため、制限措置を講ずることにより、町税の納税意欲の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保する。

2 対象となる町税

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税、国民健康保険税（特別土地保有税、入湯税）

3 対象者

行政サービスの申請者等で町税を納期限内に納めない者及び行政サービスの受益者

4 制限措置の対象となる行政サービス等

滞納者に対して、次の行政サービス等の停止をすることができる。また、併せて町税に係る督促、滞納処分に関する手続きに着手する。ただし、他の法令、条例又は規則の定めに基づくものを除く。

- (1) 町有財産等の使用許可、貸付、売払に関する事
- (2) 許認可に関する事
- (3) 入札・契約等（物品購入等を含む）に関する事
- (4) 補助金、交付金及び助成金の交付に関する事

※制限措置の対象となる行政サービスの条件

- ・事業実施主体が「町」
- ・運営主体が「町」
- ・事業財源が「町費単独」
- ・憲法が保障した生存権、教育を受ける権利に係わる事業や消防、衛生、給食費、災害防止、戸籍管理等住民の福祉に密接に関連し、地域全体に影響をおよぼす事業を除外
- ・既存の条例等でサービス制限しているものを除外
- ・申請から許可等までの期間が極端に短いものを除外

5 特例措置

(1) 特例措置の適用

滞納者から次のとおり納税誓約書の提出があり、それを承認した場合には、行政サービスの手続きを進める。

①滞納している町税について、納税誓約書を提出した場合

②行政サービス等を受けている期間中に災害その他の特別な事情により納付ができなくなった場合に、その理由を付した納税誓約書を提出した場合

(2) 特例措置の取消し

滞納者から提出された納税誓約書が次のいずれかに該当するときは、特例措置を取消し、納税誓約に係る町税を一時に徴収することができる。また、行政サービス等を停止し、滞納処分等に関する手続きに着手しなければならない。ただし、滞納者から誓約期限までに納付できない正当な理由の申し出があり、承認した場合は除くこととする。

①納税誓約の履行を怠ったとき

②災害その他の特別な事情について、その事由が消滅したとき

6 その他

(1) 不服申立

処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、町長に対し不服を申し立てることができる。

(2) 損害賠償等

町長は、事実の誤認等により町民等の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償について誠実に対処しなければならない。

7 施行予定

6月に議会へ条例提案、10月施行予定で取り進めたい。

【資料５】

行政サービス事業

(H25. 10. 25現在)

No.	区分	行政サービス事業	既制限	条例制限検討	対象者	申請件数等 (H23)
1	許認	集会室の使用			個・法	2,045
2	許認	農作業準備休憩施設の使用			個・法	239
3	許認	地域用水広報館の使用			個・法	670
4	契約	美幌町営バス・美幌町福祉バス運行業務			法	1
5	補助	生活バス路線運行維持		○	法	3
6	補助	自治会活動運営補助			法	67
7	補助	自治会連合会・部会連合会及び住民活動団体運営補助			法	10
8	補助	自治会等創立記念事業補助			法	
9	補助	地域集会施設整備助成事業			法	
10	補助	美幌地区交通安全協会運営事業		○	法	1
11	その他	美幌町営バス・美幌町福祉バス運行業務			法	
12	その他	自主防災資機材の貸与			法	2
13	許認	町有財産売払に関する事	要綱		個・法	
14	許認	貸付住宅入居に関する事	要綱		個・法	
15	許認	町有財産の使用許可に関する事		○	個・法	11
16	許認	町有財産の貸付に関する事		○	個・法	
17	許認	財産の交換、譲与、無償貸付に関する事		○	個・法	
18	契約	指名競争入札に関する事（町内業者）	要綱		個・法	
19	契約	競争入札参加資格に関する事（工事・委託・物品）	要綱		個・法	28
20	契約	物品入札見積参加資格に関する事（町内業者）	要綱		個・法	96
21	契約	簡易修繕入札見積参加資格に関する事（町内業者）	要綱		個・法	96
22	許認	墓地・霊園の使用		○	個	11
23	許認	指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の売りさばき		○	個・法	
24	補助	家庭用浄水装置設置費用補助金		○	個	
25	補助	腎臓機能障害者通院交通費助成に関する事			個	3
26	補助	特定疾患患者通院交通費助成に関する事			個	16
27	補助	心身障害者等交通費助成に関する事			個	43
28	補助	精神障害者通院交通費助成に関する事			個	29
29	補助	福祉ハイヤー利用助成事業に関する事			個	311
30	補助	高齢者等住宅改善費助成に関する事			個	4
31	補助	高齢者等介護用品給付事業に関する事			個	186
32	補助	プレママサポート１４			個	139
33	補助	エンゼル１２０			個	190
34	補助	高齢者肺炎球菌ワクチン個別予防接種			個	
35	補助	医療従事者就業支援補助金	要綱		個	
36	補助	各種健康検診助成			個	
37	その他	在宅高齢者等除雪サービスに関する事			個	12
38	その他	高齢者等移送サービスに関する事			個	218
39	その他	高齢者等配食サービスに関する事			個	84

行政サービス事業

(H25. 10. 25現在)

No.	区分	行政サービス事業	既制限	条例制限検討	対象者	申請件数等 (H23)
40	補助	美幌町認可外保育所利用者補助金	要綱		個	21
41	補助	美幌町重度障害児保育事業補助金			法	1
42	その他	幼児ことばの教室			個	31
43	その他	児童センター入所			個	5, 258
44	補助	新規就農者等支援事業補助金等			個	27
45	補助	優良肉用牛導入推進事業補助金			法	
46	補助	乳用種性別凍結精液助成事業補助金			法	
47	補助	農業経営基盤強化資金利子補給費補助金			法	
48	補助	次世代農業者支援融資利子補給費補助金			法	
49	その他	市民農園「みなくるファーム」		○	個	86
50	補助	観光物産宣伝研修報償		○	個・法	6
51	補助	中小企業への助成、融資、利子等の補給	規則		個・法	293
52	補助	勤労者住宅資金の貸付	規則		個	
53	補助	商工業研修活動報償		○	法	6
54	補助	空き店舗活用事業補助		○	個・法	
55	その他	立地企業に対する固定資産税の免除			個・法	
56	許認	町営住宅入居者の資格	条例		個	39
57	許認	町営住宅の駐車場使用許可	条例		個	2
58	補助	住宅リフォーム促進助成事業	要綱		個	93
59	その他	水洗便所改造等資金貸付金	条例		個	2
60	許認	給水装置工事指定業者の登録		○	個・法	
61	補助	美幌町私立幼稚園振興補助金			法	2
62	補助	統合地区児童生徒通学費補助金			個	74
63	補助	遠距離通学児童生徒通学費補助金			個	6
64	その他	美幌町奨学金			個	5
65	その他	美幌町女性国内研修		○	個	2
66	許認	指定管理者の指定に関すること			法	
67	許認	公共施設占有使用許可に関すること			個・法	
68	許認	学校体育施設使用許可に関すること			法	34
69	補助	全国・全道大会選手派遣補助に関すること			個・法	12

※事業財源が町費の事業

※対象者の「個」は個人及び個人事業者、「法」は法人及び法人以外の団体をいう。

(赤平市)

附 則（平成23年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 行政財産の使用許可
- 2 職員の採用
- 3 臨時職員などの雇用
- 4 物品等の購入、製造
- 5 業務委託
- 6 工事及び修繕の請負
- 7 自動車、機械器具の借上げ
- 8 市有財産貸付
- 9 市有財産売買
- 10 競争入札参加資格
- 11 市有地の車庫証明
- 12 一般廃棄物処理業の許可
- 13 浄化槽清掃業の許可
- 14 ごみ処理手数料の福祉減免
- 15 無料法律相談
- 16 重度障害者福祉タクシー券助成
- 17 障害児通園費補助
- 18 母子家庭等日常生活支援
- 19 母子家庭高等技能訓練促進
- 20 地域子育て支援センター利用
- 21 手話奉仕員派遣事業
- 22 配食サービス
- 23 紙おむつ支給事業
- 24 生活管理指導員派遣事業
- 25 生活管理指導短期宿泊事業
- 26 緊急通報システム事業

- 27 健康診断・検診助成事業
- 28 健康教育事業
- 29 予防接種助成事業
- 30 介護予防事業
- 31 赤平市企業振興促進制度
- 32 赤平市中小企業振興資金
- 33 赤平市中小企業融資制度
- 34 赤平市中小企業利子補給制度
- 35 赤平市中小企業倒産関連融資利子補給
- 36 赤平市店舗近代化促進事業助成
- 37 赤平市内勤労者生活資金貸付（勤労者小口融資）
- 38 赤平市地域総合整備資金
- 39 農業振興資金利子補給事業
- 40 フラワーセンター加工室使用許可
- 41 市営住宅入居
- 42 市営住宅駐車場使用許可
- 43 道路占用許可
- 44 指定給水装置工事事業者の指定
- 45 排水設備工事指定業者の指定
- 46 排水設備責任技術者の登録
- 47 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給
- 48 幼稚園入園
- 49 幼稚園通園
- 50 赤平市立幼稚園就園奨励費補助
- 51 赤平市私立幼稚園就園奨励費補助
- 52 遺児就学手当
- 53 特別支援学校就学資金
- 54 赤平市奨学資金
- 55 赤平市看護師等就学資金貸付事業
- 56 合併処理浄化槽設置整備事業補助
- 57 あんしん住宅助成

58 母子家庭自立支援教育訓練給付金

59 赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業

(上富良野)

行政サービス制限事業一覧表

平成25年4月1日

No.	区分	所属課	事業名	対象者区分	新規	廃止	
1	町有財産等の使用許可・貸付、売買に関すること	総務課	町有財産の使用許可に関すること	申請者及び法人の代表者			1
		総務課	町有財産の貸付に関すること	申請者及び法人の代表者			2
		総務課	町有財産の売却・譲渡に関すること	申請者及び法人の代表者			3
		産業振興課	町民農園貸付に関すること	申請者		20.03.31	4
		町民生活課	町営住宅の駐車場使用許可に関すること	入居者全員			5
		町民生活課	町営住宅敷地内の目的外使用許可に関すること	入居者全員	22.03.31		6
		町民生活課	町営住宅の遊休地使用許可に関すること	入居者全員	22.04.01		7
2	許認可に関すること	町民生活課	町営住宅入居に関すること	入居者全員			8
		町民生活課	墓地の使用許可に関すること	世帯全員			9
		総務課	指定管理者の指定に関すること	申請者及び法人の代表者			10
		町民生活課	広報広告の掲載許可に関すること	申請者及び法人の代表者			11
		町民生活課	ごみ指定容器広告掲載許可に関すること	申請者及び法人の代表者	20.04.01		12
		町民生活課	証紙の売りさばき人の指定許可に関すること	申請者及び法人の代表者	20.04.01		13
		建設水道課	指定給水装置工事事業者の指定に関すること	申請者及び法人の代表者			14
		建設水道課	下水道排水設備指定工事店の指定に関すること	申請者及び法人の代表者			15
		建設水道課	下水道排水設備工事責任技術者の業務登録に関すること	申請者及び法人の代表者			16
		建設水道課	建設機械使用許可に関すること	申請者及び法人の代表者			17
3	入札・契約等（物品購入等を含む）に関すること	建設水道課	道路の占用許可に関すること	申請者及び法人の代表者			18
		建設水道課	普通河川における許可を要する行為に関すること	申請者及び法人の代表者			19
		総務課	競争入札参加資格に関すること	申請者及び法人の代表者			20
		全課	物品等の購入、製造、借上げ及び役務の提供に関すること	申請者及び法人の代表者			21
		全課	業務委託に関すること	申請者及び法人の代表者			22
4	補助金及び交付金、助成金の交付に関すること	全課	工事及び修繕の請負に関すること	申請者及び法人の代表者			23
		町民生活課	合併処理浄化槽設置整備事業補助に関すること	世帯全員			24
		町民生活課	合併処理浄化槽設置整備事業促進補助に関すること	世帯全員			25
		保健福祉課	中学卒業就職者扶助に関すること	申請者及び親権者			26
		産業振興課	新規就農者奨励金に関すること	世帯全員			27
		産業振興課	奨励作物振興事業補助に関すること	申請者			28
		産業振興課	町単独農道整備事業補助に関すること	申請者			29
		産業振興課	狩猟免許取得補助に関すること	申請者			30
		産業振興課	担い手サポート奨励金に関すること	世帯全員	21.09.24		31
		建設水道課	下水道受益者負担金・分担金の前納報奨金の支給に関すること	世帯全員			32
		建設水道課	水洗便所等改造資金補助に関すること	世帯全員			33
		建設水道課	既存住宅耐震改修費補助に関すること	世帯全員	21.10.01		34
		教育振興課	私立幼稚園就園奨励費補助に関すること	申請者及び親権者			35
		教育振興課	人材育成派遣事業補助に関すること	申請者・親権者及び生計中心者			36
		教育振興課	青少年スポーツ大会選手派遣事業に関すること	申請者・親権者及び生計中心者			37
		保健福祉課	生きがい活動支援事業（電話サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			38
		保健福祉課	生活支援事業（生活管理指導短期宿泊サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			39
		保健福祉課	生活支援事業（生活管理指導員派遣サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			40
		保健福祉課	生活支援事業（除雪サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			41
5	在宅福祉事業に関すること	保健福祉課	生活支援事業（理容サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			42
		保健福祉課	生活支援事業（移送サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			43
		保健福祉課	生活支援事業（配食サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			44
		保健福祉課	生活支援事業（生きがい活動支援通所サービス事業）に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			45
		保健福祉課	通所型介護予防事業に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			46
		保健福祉課	緊急通報システム事業に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			47
		保健福祉課	訪問介護員派遣サービス事業に関すること	申請者及び生計中心者			48
		保健福祉課	寝たきり老人等おむつ購入費助成に関すること	申請者・助成対象者及び生計中心者			49
		保健福祉課	在宅サービス利用負担軽減補助に関すること	申請者・利用者及び生計中心者			50
		保健福祉課	家族介護慰労扶助に関すること	申請者及び生計中心者			51
6	老人福祉事業に関すること	保健福祉課	敬老祝い金に関すること	対象者及び生計中心者			52
		総務課	予約型乗合タクシー事業の登録事務に関すること	申請者	25.04.01		53
		保健福祉課	高齢者等の冬の生活支援事業に関すること	世帯全員	19.12.25	20.03.31	54
		保健福祉課	福祉灯油事業に関すること	世帯全員	20.11.28	21.03.31	55
		保健福祉課	腎機能障害者通院交通費補助に関すること	申請者及び生計中心者			56
		保健福祉課	特定疾患患者通院交通費補助に関すること	申請者及び生計中心者			57
		保健福祉課	障害者施設等通所交通費助成に関すること	申請者及び生計中心者			58
		保健福祉課	訪問入浴サービス事業に関すること	申請者及び生計中心者			59
		保健福祉課	日中一時支援事業に関すること	申請者及び生計中心者			60
		保健福祉課	生活サポート事業に関すること	申請者及び生計中心者			61
7	障害者（児）福祉事業に関すること	保健福祉課	身体障害者用自動車改造費補助に関すること	申請者及び生計中心者	21.04.01		62
		保健福祉課	重度身体障害者自動車運転免許取得費補助に関すること	申請者及び生計中心者	21.04.01		63
		保健福祉課	延長保育事業に関すること	申請者及び親権者		23.03.31	64
		教育振興課	放課後クラブ事業に関すること	申請者及び親権者			65
		保健福祉課	子育て支援ごみ袋交付事業に関すること	申請者及び親権者	24.04.01		66
8	子育て支援事業に関すること	保健福祉課	特定保育の承認に関すること	申請者及び親権者	25.04.01		67
							68
							69
9	健診事業に関すること						70
10	利子補給事業に関すること	建設水道課	水洗便所等改造資金融資料、利子補給に関すること	世帯全員			71
11	生涯学習学級の入校に関すること	教育振興課	いしずえ大学への入校に関すること	申請者			72
		教育振興課	女性学級への入校に関すること	申請者			73
12	資金貸付に関すること						74

別表（第2条関係）

- | |
|---|
| <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 財産の貸付に関すること。(2) 競争入札参加資格審査申請に関すること。(3) 行政財産の使用許可に関すること。(4) 町有財産の売買に関すること。(5) 物品等の購入に関すること。(6) 業務の委託に関すること。(7) 工事の請負に関すること。(8) 自動車及び機械器具の借上げに関すること。(9) 公営住宅の入居に関すること。(10) 農業経営基盤強化資金利子助成金に関すること。(11) 新規就農者支援事業に関すること。(12) 中小企業経営近代化融資・利子補給金に関すること。(13) 商店街近代化利子補給金に関すること。(14) 住宅建設促進事業に関すること。(15) 企業誘致奨励金に関すること。(16) 勤労者生活資金貸付に関すること。(17) 地場産業振興助成金に関すること。(18) 奨学金貸付に関すること。(19) 私立幼稚園奨励費に関すること。(20) 紙おむつ処理用袋支給事業に関すること。(21) 飲用井戸水水質検査に関すること。(22) 敬老祝金の贈呈に関すること。(23) 就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。(24) クリーン農業推進対策事業補助金（堆肥分析補助）に関すること。(25) 農業後継者結婚苗木代に関すること。(26) 耕地防風林造成事業補助金に関すること。(27) 畜産経営安定化対策特別利子補給金に関すること。(28) 畜産環境整備事業に関すること。(29) 家畜衛生検査助成金に関すること。(30) ウェディング・イン・めむろード奨励事業に関すること。(31) 私立高等学校生徒授業料補助に関すること。(32) 定時制高校就学奨励費補助に関すること。 |
| <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 人材育成事業に関すること。(2) 重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関すること。(3) 障害者住宅改造アドバイス・助成事業に関すること。(4) 各種検診料の助成に関すること。(5) 妊婦健康診察費助成に関すること。(6) 老人医療費の助成に関すること。(7) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関すること。(8) 乳幼児医療費の助成に関すること。 |

行政サービス制限に係る事務手続きの流れ

